

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年5月20日(2022.5.20)

【国際公開番号】WO2019/231333

【公表番号】特表2021-526073(P2021-526073A)

【公表日】令和3年9月30日(2021.9.30)

【出願番号】特願2021-517542(P2021-517542)

【国際特許分類】

A 4 7 J 43/28(2006.01)

10

【FI】

A 4 7 J 43/28

【手続補正書】

【提出日】令和4年5月11日(2022.5.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

たとえば製品をスライスするとき、若しくは熱い製品または物体を保持し動かすときに、製品を保持するために輪郭付けられる装置(1)であって、輪郭付けられる前記装置は、中間部によって離間され且つ前記中間部に接続される2つの対向する側面部(3)を備え、

前記装置(1)は、少なくとも長手方向に縦プロファイルの形状を有し、

前記装置(1)は、前記中間部とモノリシックまたは単一の本体を形成し、柔軟で可撓性であり、前記装置(1)の内部に置かれた製品または物体に、保持すべき前記物体の周囲に置かれた人の手によって、押し付けることができる2つの脚部またはフランジ(3)を有し、

30

前記装置(1)は、抗菌性シリコンゴムで形成される、  
ことを特徴とする、装置。

【請求項2】

前記装置(1)は、殺菌粒子例えば銀粒子を含むポリマーで押出し成形されている、請求項1に記載の装置(1)。

【請求項3】

前記装置(1)は、U字形プロファイルの底部がより硬い材料でおよび両脚部(3)がより柔らかい材料で共押し成形されている、請求項1または2に記載の装置(1)。

【請求項4】

前記装置(1)の一部または全体が透明な材料で作られている、請求項1～3のいずれか一項に記載の装置(1)。

40

【請求項5】

前記装置(1)は、少なくとも1つのハンドル(2)を備える、請求項1～4のいずれか一項に記載の装置(1)。

【請求項6】

前記装置(1)は、2つ以上のハンドル(2)を備える、請求項1～5のいずれか一項に記載の装置(1)。

【請求項7】

前記ハンドル(2)の内部開口部(4)に対する前記装置(1)の長さは、スライス中に

50

手が生傷のリスクにさらされない長さである、請求項 5 又は 6 に記載の装置 ( 1 ) 。

【請求項 8】

指および手のひらの少なくとも一部が、前記装置の上部または両側のハンドル ( 2 ) の開口部 ( 4 ) を通る、請求項 5 ~ 7 のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 9】

前記装置 ( 1 ) は、前記脚部の各自由端にハンドル ( 2 ) を備える、請求項 5 ~ 8 のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 10】

前記装置 ( 1 ) の前記脚部 ( 3 ) は、スライスすべき物体に面するその内面が指によって汚染されないように、また装置 ( 1 ) を意図せず床に落した場合にも汚染されないように、指先を収容するポケット ( 5 , 6 ) を含んで形成されている、請求項 1 ~ 9 のいずれか一項に記載の装置 ( 1 ) 。

10

【請求項 11】

ハンドル ( 2 ) がプロファイル ( 1 ) と一体化される部分を形成する、請求項 1 ~ 10 のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 12】

ハンドルは、前記装置を通して長手方向に延びる長手方向対称面の片側にオフセットされている、請求項 1 ~ 10 のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 13】

内面および外面の少なくとも片面、好ましくは両面が滑り止めテクスチャまたは形状を備えている、請求項 1 ~ 12 のいずれか一項に記載の装置。

20

【請求項 14】

請求項 1 ~ 13 のいずれか一項の装置 ( 1 ) を用いてスライス中に製品を保持する方法において、手を装置 ( 1 ) の上部の周りに置くとともに指を前記装置 ( 1 ) の脚部 ( 3 ) の外面にしっかりと押し付けることによって、前記装置 ( 1 ) をスライスすべき物体の周囲に置き、指先は、外部に配置され側面部 ( 3 ) の端部に形成される指先収容ポケット内の下端部に置くとともに、手のひらで前記装置 ( 1 ) および物体を支持面にしっかりと押し付けることを特徴とする、製品保持方法。

30

40

50